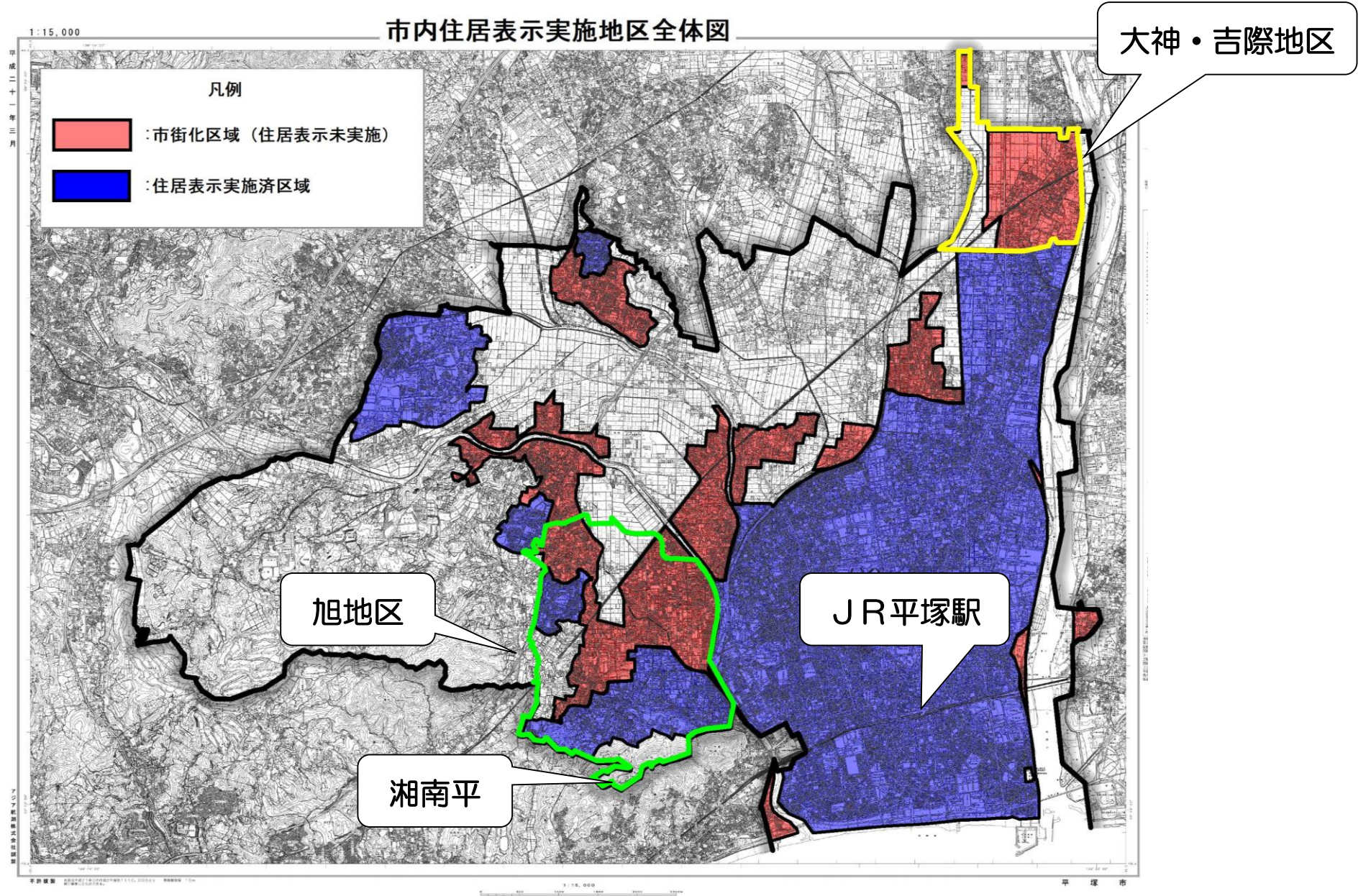


# 旭地区第2次 (徳延・纏・河内) 住居表示の検討に係る説明会

旭地区第2次住居表示実施検討会  
平塚市都市整備部都市整備課

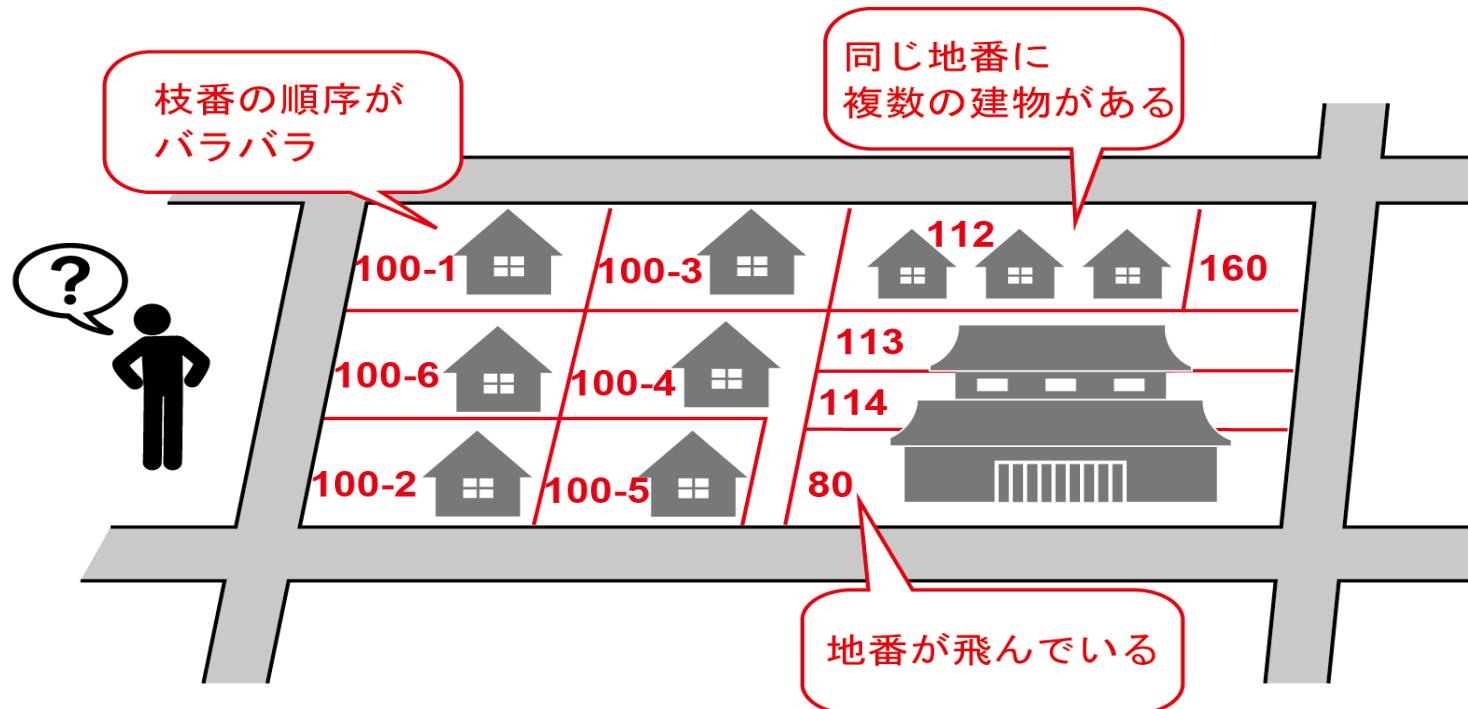
# 1. 旭地区住居表示整備事業の 実施の経緯



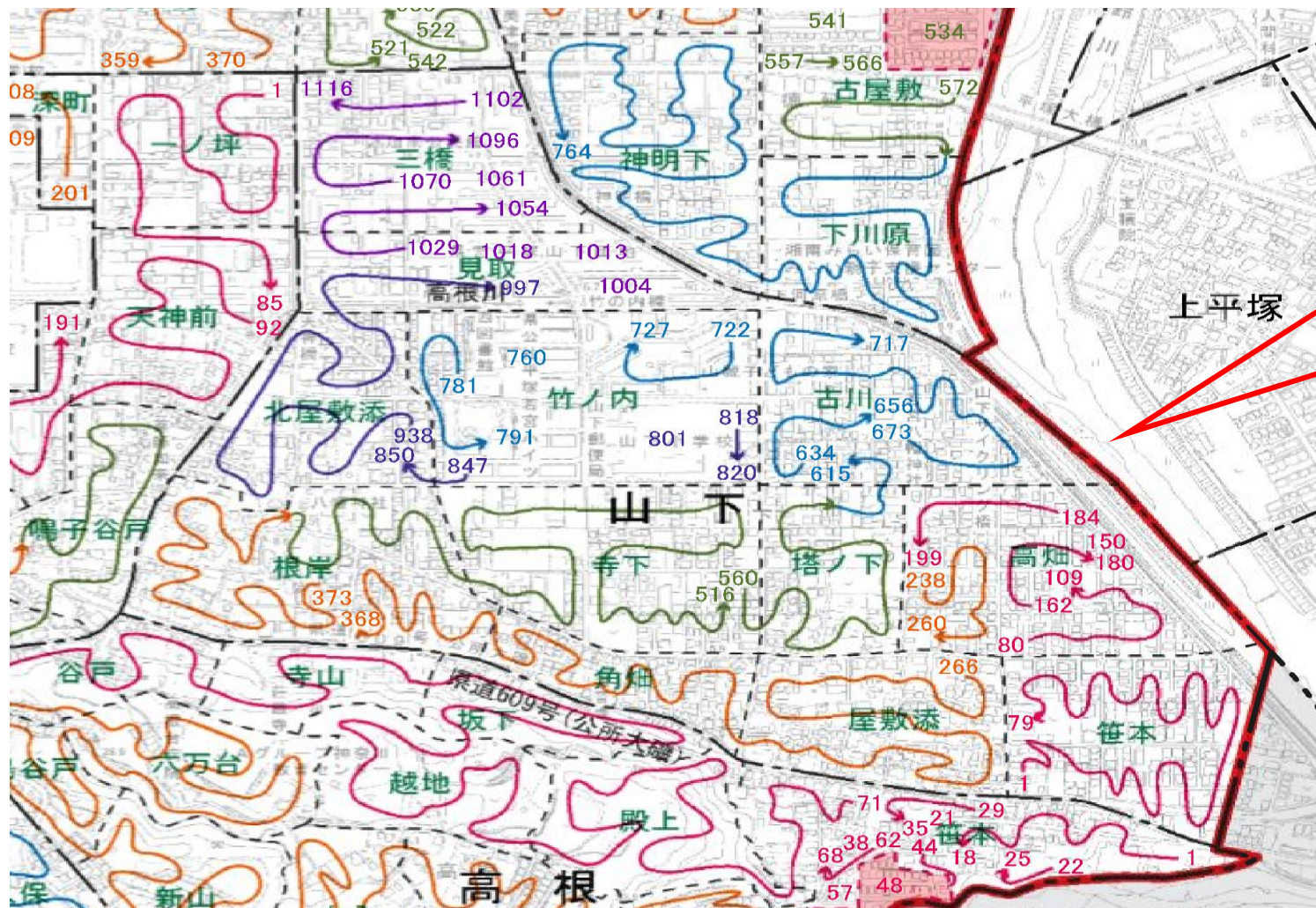
## 【住居表示とは】

住居表示を実施していない地区では、住所を表す際に「字名」と「地番」を用いています。

しかし、地番は住所を表すためのものではなく、土地に付けられた番号です。そのため、地番は一軒の家で一つとは限りません。同じ地番に多くの家が建っていたり、分筆や合筆の積み重ねにより、枝番が付いたり欠番が生じ、次第に分かりやすい住所を表すことが難しくなってきます。



## 【例】地番の流れ（山下地区）



地番の流れ方が不規則であったり、地番が飛んでしまっている

# 【住居表示を実施すると】



## 【住居表示を実施すると】

### 【ご自身でお手続きが必要なもの】

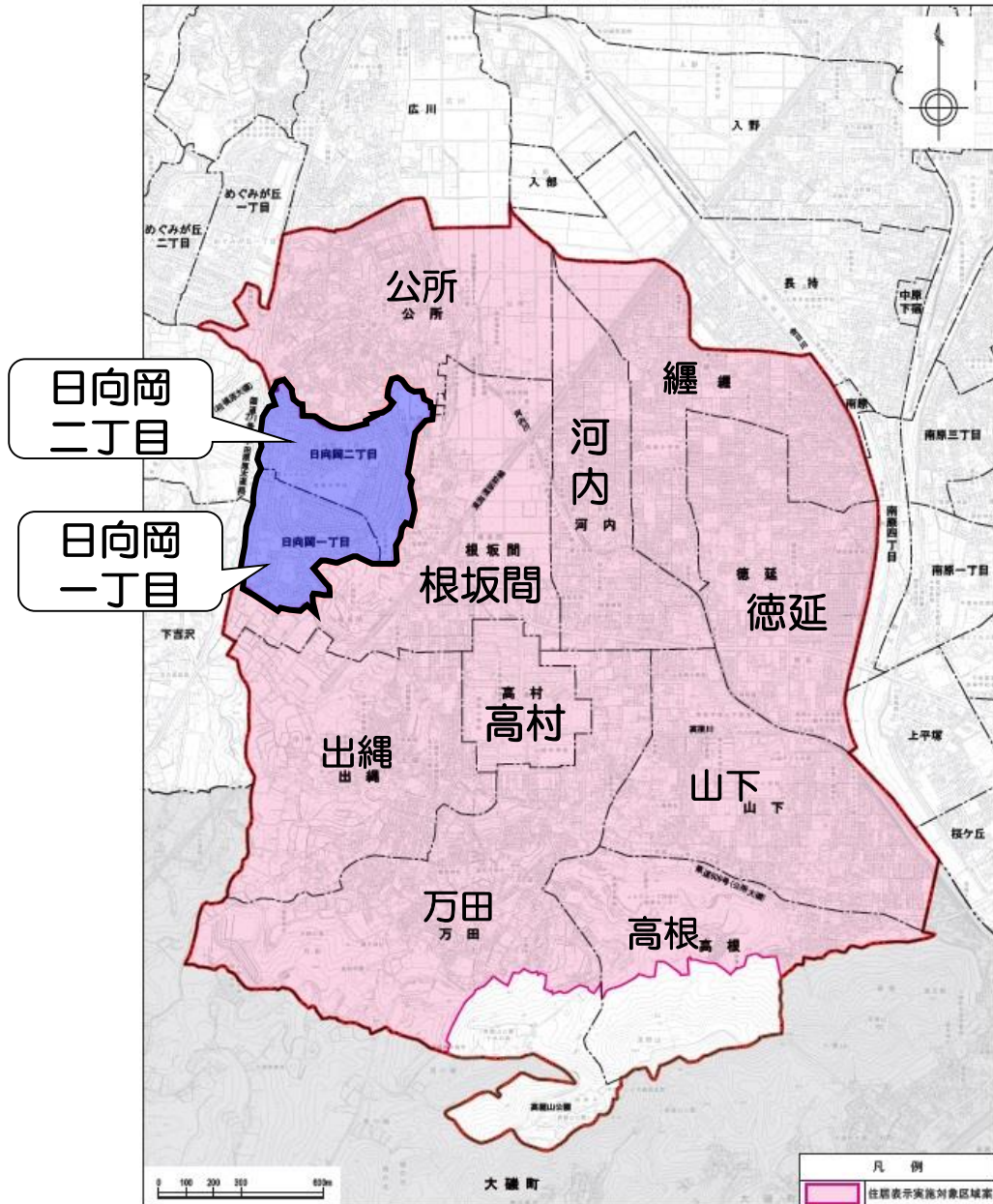
マイナンバーカード、運転免許証、車検証、個人で契約している保険や銀行、不動産登記簿の所有者情報 等

### 【ご自身でお手続きが不要なもの】

住民票、国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書、小児医療証、国民年金・厚生年金受給者、上下水道、NTT（固定電話）、NHK、東京ガス、東京電力

→お手続きに関する詳細は、お手続きに関する説明会や「大切なお知らせ」、住居表示の手引書等で別途、ご案内いたします。

旭地区住居表示実施対象区域図（案）



- 実施対象区域は実施済みの日向岡1・2丁目および高麗山公園を除くエリア
- 市街化区域だけではなく、調整区域についても市街地であれば実施する。
- 新しいまちの名称、区域とも地域の意見を十分に反映して検討する。

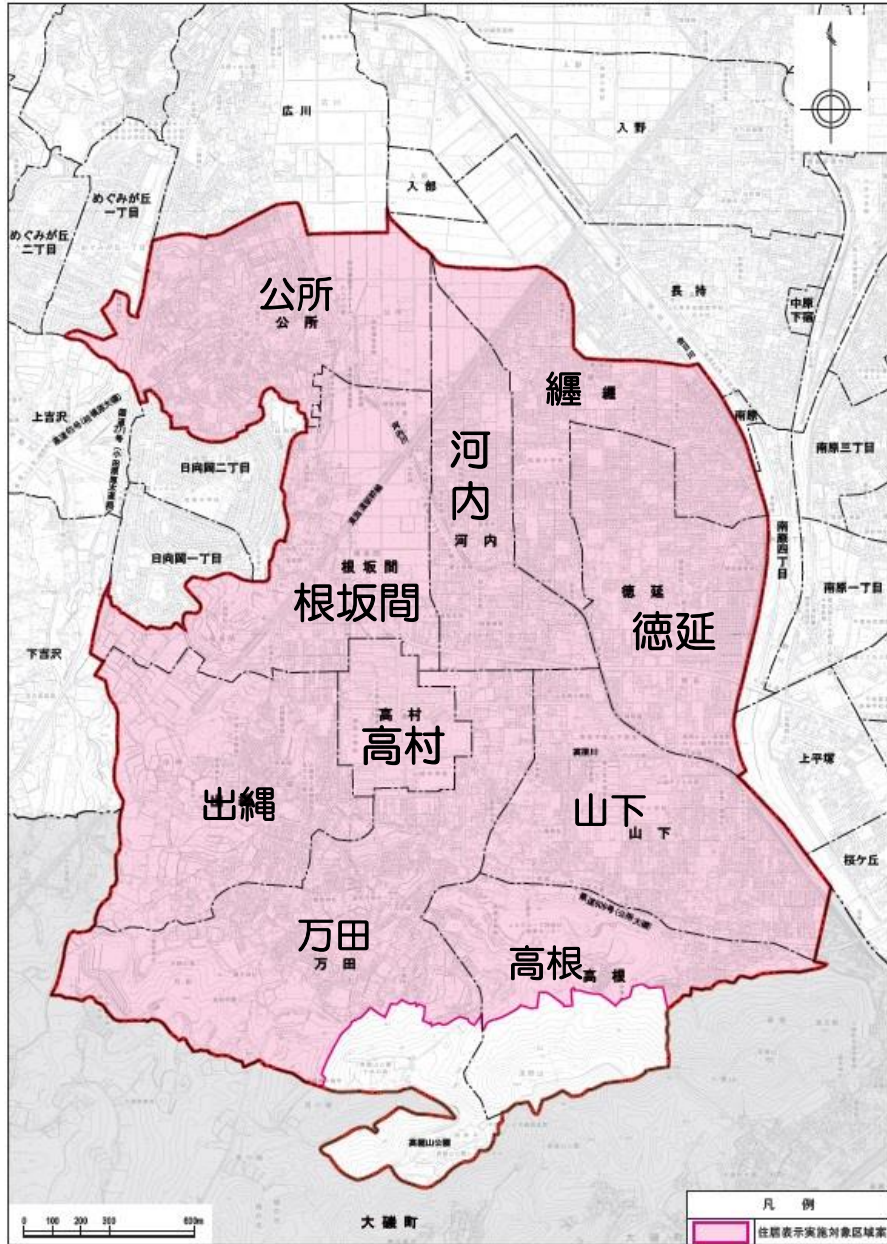


住居表示の実施は地域の協力がなくては成立しない

- 平成16年度頃から住居表示の実施について、旭北、旭南の両連合自治会に対して地域としての検討の協力を要請
- 平成29年度16の自治会長から構成される検討準備会を組織し、検討を開始した。



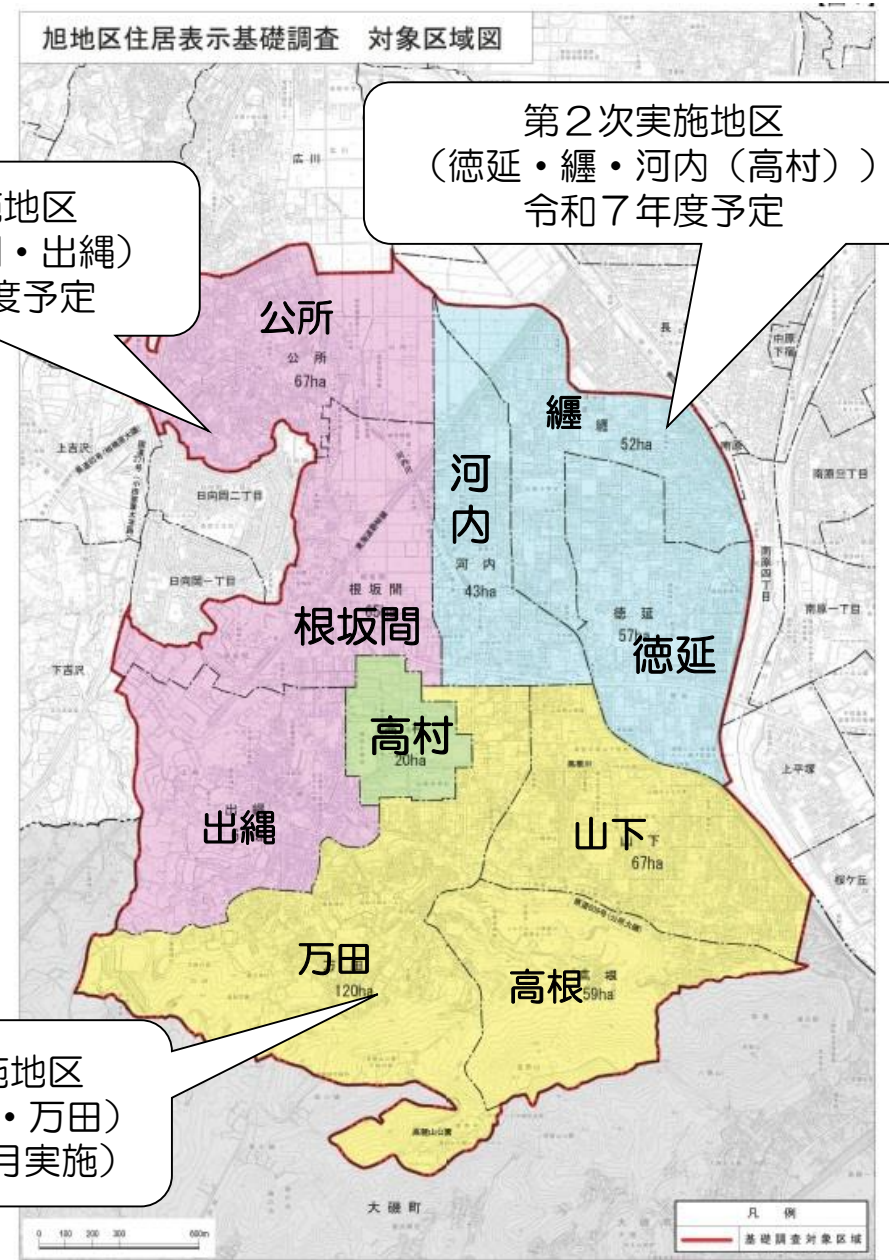
旭地区住居表示実施対象区域図（案）



3回に分けて  
実施



旭地区住居表示基礎調査 対象区域図

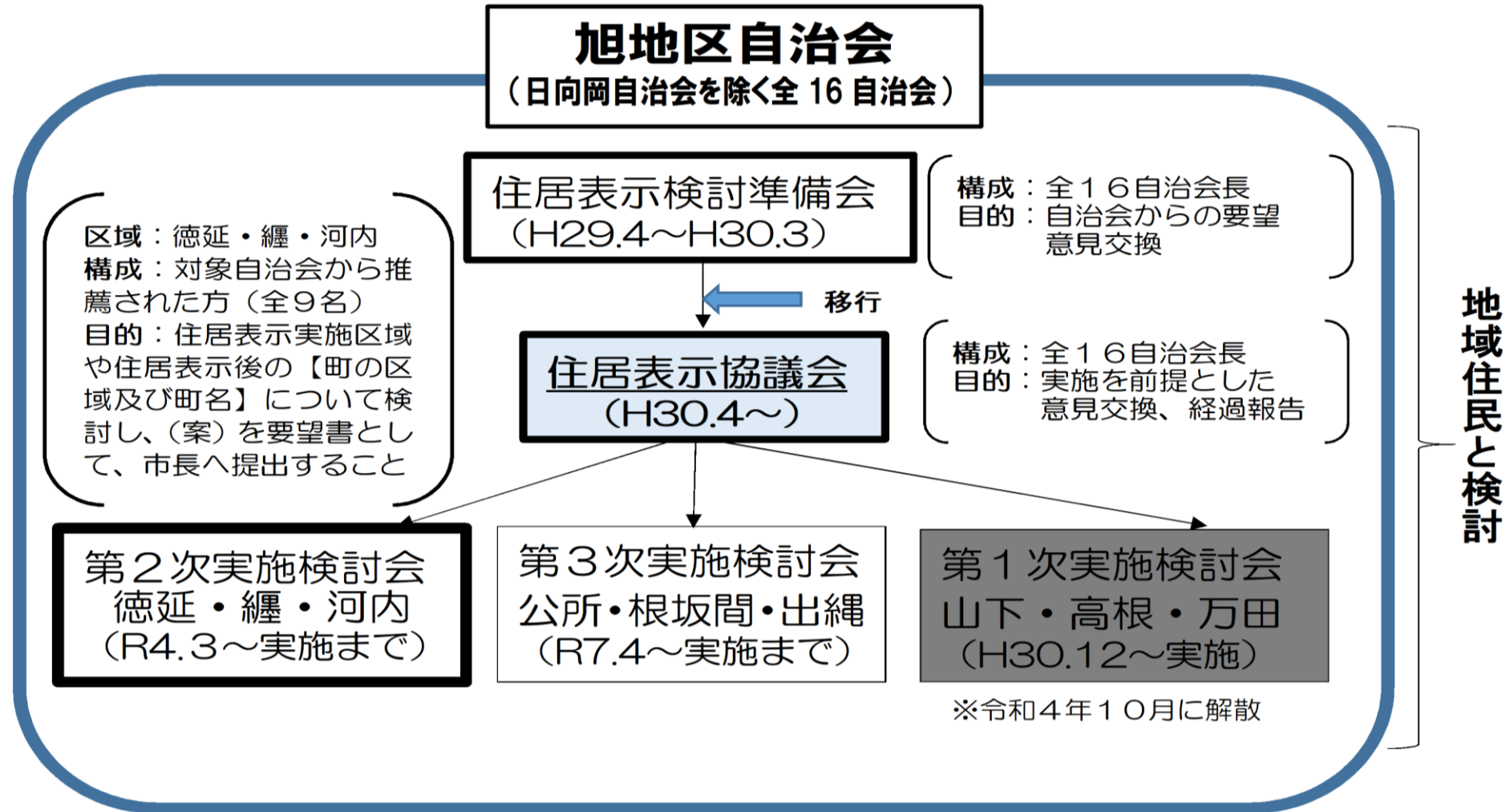


第3次実施地区  
(公所・根坂間・出縄)  
令和10年度予定

第2次実施地区  
(徳延・纏・河内 (高村))  
令和7年度予定

第1次実施地区  
(山下・高根・万田)  
(R4. 10月実施)

# 【住居表示の実施に伴う地域の取り組み】



## 【住居表示の実施に伴う地域の取り組み】

- 平成30年度 検討準備会は「旭地区住居表示協議会」へ名称を変更し、旭地区第1次・第2次・第3次の住居表示を実施するための具体的な検討を行う「住居表示実施検討会」を組織することとなりました。
- 令和4年3月 徳延・纏・河内地区の住居表示実施に向けた具体的な検討を行うため、「旭地区第2次住居表示実施検討会」を立ち上げました。検討会は徳延・纏・河内自治会から推薦された9名の検討委員で構成しています。

検討会の役割は

地域として検討を行ってきたことを要望書として市長に提出する

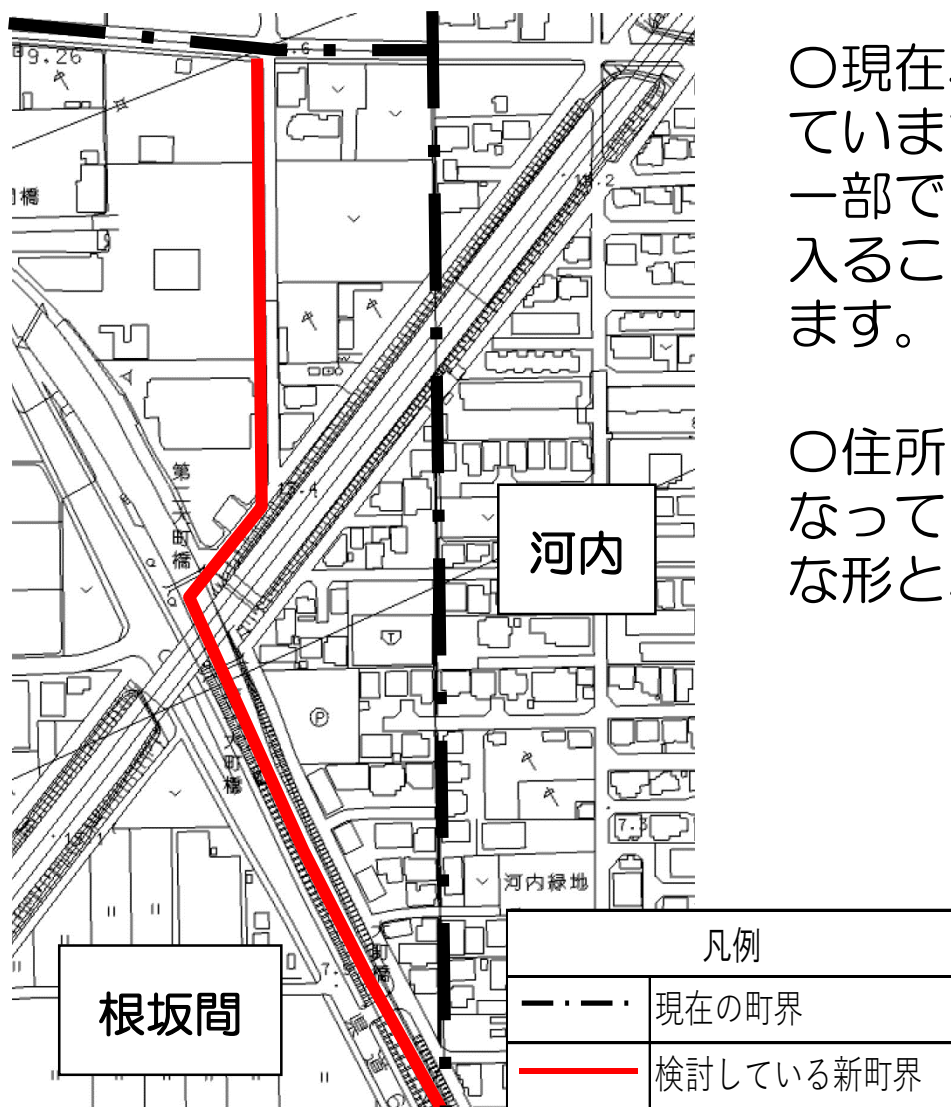


具体的な検討とは

1. 住居表示実施区域
2. 新しいまちの名称
3. 新しいまちの区域

# 2. 旭地区第2次 (徳延・纏・河内) 住居表示の検討について

## 【検討会での検討箇所】

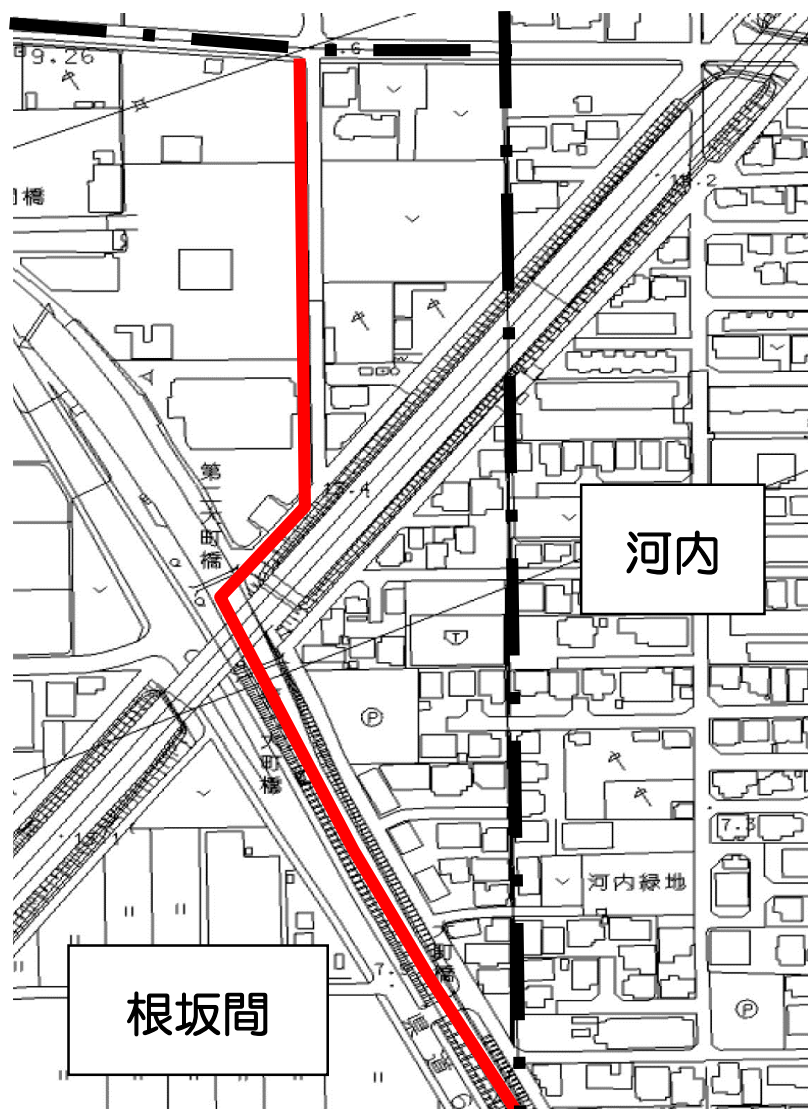


○現在、河内地区と根坂間地区の町の境は水路で分かれています。しかし、水路が一部暗きよとなっていたり、一部では根坂間に建物が建っていても、河内側からしか入ることができない等、分かりにくい町の境となっています。

○住所は根坂間となっていますが、自治会区域は河内となっており、コミュニティも河内地区に属しているような形となっています。

検討会では、上記の現状を踏まえ、現在の町界から**赤線の新町界**に変更することを検討しています。

## 【町界を変更すると】



令和7年度に予定としている河内地区の  
住居表示実施と同時に、

現在の大字根坂間から大字河内  
に変更となります。

旭地区第2次住居表示実施検討会

住居表示に関する  
大切なお知らせ 第1号

徳延・纏・河内の住居表示実施に向け  
検討会を立ち上げました！

平塚市では、「分かりやすく、訪ねやすいまちづくり」の実現を目指して、平塚駅周辺から外縁部へ順次、住居表示を進めており、現在までに市内の市街化区域の約7割で住居表示を実施しております。

今後は、旭地区（※既に住居表示実施済みの日向岡1、2丁目を除く）の住居表示の実施を3つの区域に分け、第1～3次として行うことを予定しています。

（住居表示のしくみや予定等については次頁以降を参照ください。）

「旭地区第2次住居表示実施検討会」は、徳延・纏・河内地区の新しい町名及び町の区域を検討するために発足しました。今後も検討会での検討内容を地域の皆様へお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

旭地区第2次住居表示実施検討会

発足：令和4年3月

目的：第2次住居表示実施区域（徳延・纏・河内）における住居表示実施後の「町の区域及び町名」(案)について検討すること。

構成：対象区域内の各自治会から推薦された委員（9名）



旭地区第2次住居表示実施検討会より、皆様へ「住居表示に関する大切なお知らせ」を配付しています。今回皆様にいただきましたご意見を踏まえ、検討結果は大切なお知らせにてご報告します。  
大切なお知らせは広報ひらつかに折込み、対象地区の方々へ全戸配付しています。

# 【ご清聴ありがとうございました】

今後、分かりやすく訪ねやすいまちの実現のため、住居表示の実施に向けた取り組みを進めていきます。皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

第2次旭地区住居表示実施検討会  
平塚市都市整備部都市整備課